一般社団法人 日本統合医療学会 倫理規約（案）

規約制定日：平成 30（2018）年〇月〇日

― 前　文 ―

一般社団法人日本統合医療学会（以下、「当学会」と称する）は、近代西洋医療にとどまらず、我が国における統合医療を学術的方法により研究し・その効果を解明することを目指している。この統合医療には、日本に存する伝統医療や相補･代替医療（以下、「相補・代替医療等」と称する）もふくまれているが、相補・代替医療等の有効性や安全性の解明および、体系化は未だ途上といえる。当学会は、統合医療の学術的進歩が、次世代医療の創造を担うと信じ、国内における統合医療の総合的な学術研究の向上発展、知識の普及、医療制度に適合する統合医療の在り方の普及あるいは国際的な学術交流に邁進する。

当学会は、科学を合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産ととらえ、研究を人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為と認識している。これらは、当学会が自らの任務としている「相補･代替医療等の有効性や安全性の解明および、これらを体系化することにより、次世代医療の創造」についても妥当すると解される。従って、当学会は、社会からの信託を受けて「国内における統合医療の総合的な学術研究の向上発展、知識の普及、医療制度に適合する統合医療の在り方の普及あるいは国際的な学術交流」を行っていることを自覚すると共に、より豊かな人間社会の実現に寄与するために、当学会に属するすべての会員が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案･決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。

当学会は、「科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。」とする日本学術会議の提言を真摯に受け取り、当学会に属するすべての会員についての基本となる倫理的規範をここに定める。

第１章　総則

（学会が本規約を定める目的）
第一条　一般社団法人 日本統合医療学会（以下、「当学会」と称する）は、その任務の達成にあたり、当学会に対する社会の信託を受けていることを自覚し、より豊かな人間社会の実現に寄与するために、当学会に属するすべての者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案･決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理基準を定めなければならない。

（当学会の会員の責務）
第二条　当学会に属するすべての者は、本規約およびヘルシンキ宣言その他国際的または国内における学術的活動にかかる倫理規範を遵守し、自らが行う学術的あるいは社会における活動を進めなければならない。

２　当学会に属するすべての者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を自覚しなければならない。

３　当学会に属するすべての者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。

（当学会に属するすべての者）
第三条　当学会に属するすべての者とは、次の者を指す。
一　正会員
二　賛助会員
三　事務局職員
四　当学会に所属する者と、共同して研究する、あるいは依頼その他の方法で研究を為さしめようとする者
２　前項の第一号から第四号に該当しない者であっても、当学会と関連すると、理事会において認められた者は、当学会に属するすべての者に該当するとみなされる。

第二章　当学会に属するすべての者についての行動規範

（社会における行動規範）
第四条　当学会に属するすべての者は、科学の自律性が社会からの信託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に

行動しなければならない。

（社会的期待に応える研究）
第五条　当学会に属するすべての者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。

２　当学会に属するすべての者は、研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚しなければならない。

（説明と公開）
第六条　当学会に属するすべての者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。

（科学研究の利用の両義性）
第七条　当学会に属するすべての者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択するように努めなければならない。

第三章　公正な研究

（研究活動）
第八条　当学会に属するすべての者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動しなければならない。

２　当学会に属するすべての者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。

３　当学会に属するすべての者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担してはならない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）
第九条　当学会に属するすべての者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組まなければならない。また、これを達成するために社会の理解と

協力が得られるよう努めなければならない。

（研究対象などへの配慮）
第十条　当学会に属するすべての者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱わなければならない。

（他者との関係）
第十一条　当学会に属するすべての者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるよう心掛けなければならない。

２　当学会に属するすべての者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

３　当学会に属するすべての者は、当学会に限らず、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加し、自らの向上を図らなければならない。

第四章　社会の中における役割

（社会との対話）
第十二条　当学会に属するすべての者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加するように努めなければならない。

２　当学会に属するすべての者は、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案･決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明するように努めなければならない。

（科学的助言）
第十三条　当学会に属するすべての者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行うことを旨としなければならない。

２　当学会に属するすべての者は、自らの発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。

３　当学会に属するすべての者は、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学

的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明するよう努めなければならない。

（政策立案･決定者に対する科学的助言）
第十四条　当学会に属するすべての者は、政策立案･決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識しなければならない。

２　当学会に属するすべての者は、科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案･決定者に社会への説明を要請するという責務を有している。

第五章　法令の遵守など

（法令の遵守）
第十五条　当学会に属するすべての者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守しなければならない。

（差別の排除）
第十六条　当学会に属するすべての者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

（利益相反）
第十七条　当学会に属するすべての者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
２　利益相反については、その詳細について別途規程をおく。

（処分規定）
第十八条　倫理規約およびその他倫理に関する規定の違反等については、別途定める処分規定に従って処分を行うことがある。

1．わたしたちは、ヘルシンキ宣言等の国際的宣言または日本学術会議の「科学者の行動規範」等国内における諸規範を遵守する。また日本統合医療学会は、会員等のために分かりやすい倫理規定等を定めるよう努力する。

2．わたしたちは、最良の統合医療を推進する者として、学会の所属の有無にかかわらず、相互の多様性を認め、誠実で寛容な態度を心掛ける。

3．わたしたちは、科学が合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であることを理解すると共に、科学研究が人類にとって未踏の領域に果敢に挑戦することで新たな知識を生み出す行為であることを自覚する。

4．わたしたちは、科学と科学研究が社会と共にあり、また社会のためにあることを十分に理解し、科学の自由あるいは科学者の主体的な判断に基づく研究活動が、社会からの信託に応えられるよう心掛ける。

5．わたしたちは全て、学問の自由の下、特定の権威や組織の利害から独立し、自らの専門的な判断により心理を探求する権利を享受できる。

6．わたしたちは、政策や世論の形成過程において、科学が果たすべき役割に対する社会的要請が存在することを十分に認識し、偏頗的もしくは破壊的な研究成果の利用等をしない。

7．わたしたちは、現在の科学で解明しきれない事柄があることを真摯に受け止め、研究の新奇性や先端性のみを追いかけるだけでなく、伝統的あるいは伝承的な事柄に関する研究についても果敢に挑戦する。但し、擬似性あるいは詐害性が明らか、あるいは疑わしきものについては、十分な検証のもと断固としてこれを排除する。

8．わたしたちは、患者あるいは研究の被験者その他利害関係を有する者に対して、不当あるいは違法な方法による接触を行わない。この接触には、治療、試験、調査その他学会活動と認められるすべての行為が含まれる。